

# 美しい宮崎づくり推進計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

美しい宮崎づくり推進条例（平成29年4月1日施行）に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

## 2 目指すべき姿

### 愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承

条例で定める基本理念に基づき、

- ①今を生きる私たちのみならず、将来を担う子どもたちのためにも、
- ②県民が地域に対する愛着と誇りを育むように、
- ③訪れる人々へのもてなしの心を持って、
- ④一人ひとりが今できることに、
- ⑤みんなの力を合わせて取り組むことにより、

「愛着と誇りを持てる『美しい宮崎』の創造と継承」を目指します。



## 3 計画期間

平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間  
国民文化祭や国民体育大会等の本県開催を好機と捉え、身近な場所から居住するまち、そして県内全域に「美しい宮崎づくり」を広げます。



## 4 計画の特徴

条例に基づく4つの分野ごとに、県、市町村、県民及び事業者の役割分担と具体的な取組を示しています。

また、今後10年間で特に取り組むべき3つの重点施策を分野横断的に明示しています。

【分野別施策】			
地域の特性を生かした景観の保全及び創出	景観を資源として活用するための環境づくり	公共事業に係る良好な景観の形成	美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観、農山漁村景観、まちなみ景観等を保全又は創出する取組を推進</li> <li>・広域的景観の保全及び創出に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビューポイント（視点場）の整備や、沿道・沿線の整備等を推進</li> <li>・もてなしと賑わいの空間づくりの推進や、積極的な情報発信等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業に係る良好な景観形成のための指針を策定</li> <li>・国や市町村と連携し、景観に配慮した公共事業を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来を担う子どもたちの育成や、専門的な知識を有する人材の育成を推進</li> <li>・各種団体や専門的知識を有する法人との連携を強化</li> </ul>

### 【重点施策1】景観による地域のブランド力向上

- ① 価値の高い景観づくり（例：ビューポイント（視点場）の創出及び磨き上げ）
- ② 発信力の強化（例：世界農業遺産、ユネスコエコパーク等の魅力発信）

### 【重点施策2】景観を生かした“おもてなし”

- ① 魅力ある観光地づくり（例：観光地の景観の磨き上げ）
- ② 快適に観光できる環境づくり（例：観光地等での受入環境整備）
- ③ 国民体育大会等に向けた環境づくり（例：会場周辺における景観づくり）

### 【重点施策3】宮崎を美しくする人づくり

- ① 気運の醸成（例：美しい宮崎づくりに関する普及啓発、活動への参加促進）
- ② 未来の景観を担う人づくり（例：子どもたちに対する学習の機会の提供）
- ③ 連携体制づくり（例：行政と活動団体・民間企業との連携体制づくり）

愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承